

低濃度ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物の収集運搬及び処分委託業務仕様書

1 適用

本仕様書は、橋梁再塗装工事に係る低濃度ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物の収集運搬及び処分委託業務(令和8年8月17日入札)に適用する。

2 業務内容

本業務は、「R7馬土 上蓮小野線(川又橋) つ・半田高清 橋梁塗装工事(担い手確保型)」、「R7馬土 小谷西端山線(長野橋) つ・半田紙屋 橋梁塗装工事(担い手確保型)」、「R7馬土 三ツ木宮倉線(三ツ木橋) 美・木屋平三ツ木 橋梁塗装工事」で発生した、PCB及び鉛を含む塗膜くず並びに剥離時に使用した防護服・安全保護具について、収集・運搬及び処分を行う業務である。

(1) 委託業務箇所 収集場所: 徳島県美馬郡つるぎ町半田高清 高清小学校跡地(川又橋・長野橋)
運搬先: 徳島県美馬市木屋平三ツ木(三ツ木橋)

(2) 対象廃棄物の性状、荷姿等

ア種類、数量及び荷姿

廃棄物			容器		
廃棄物の種類	品名	重量	種類・規格	個数	総重量
低濃度ポリ塩化ビフェニル (PCB)廃棄物 注)廃棄物の重量は、推定による。	塗膜くず	kg 1,940	ドラム缶(蓋付) (容積)	本 28	kg 644
	使用済み 防護服等	kg 400	200リットル/本 (重量)		
	計	2,340	23kg/本		
廃棄物と容器の総重量			2,984 kg		

- ・輸入廃棄物の有無: 無
- ・廃棄物は、「塗膜くず」と「使用済み防護服等」に分別して、別々のドラム缶に封入している。
封入物別のドラム缶の本数: 塗膜くず 18本、使用済み防護服等 10本
- ・廃棄物は、ビニール袋に入れた状態で容器に収納し、保管している。ただし、袋の口の緩み、破れなどにより、廃棄物の一部が、容器中に付着している可能性がある。

イ廃棄物に係る試験結果

	川又橋	長野橋	三ツ木橋
PCB(含有)	0.71 mg/kg	0.61 mg/kg	0.53 mg/kg
鉛(含有)	4.6 %	4.5 %	4.5 %
クロム(含有)	0.2 %	0.2 %	0.4 %
鉛又はその化合物(溶出)	130 mg/l	11 mg/l	10 mg/l
六価クロム化合物(溶出)	0.05未満mg/l	0.05未満mg/l	0.05未満mg/l

(3) 履行期間

令和8年8月20日(工期開始)から令和8年11月27日まで(100日間)

3 適正な処理のために必要な情報(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第6条の6第1号の規定に基づく通知事項)

(1) 対象廃棄物の種類、数量、性状及び荷姿に関する事項	2 (2)による。
(2) 対象廃棄物のPCB濃度	
(3) 通常の保管状況の下での腐食、揮発等対象廃棄物の性状の変化に関する事項	なし
(4) 他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項	なし

(5) その他対象廃棄物等を取り扱う際に注意すべき事項	廃棄物は、ビニール袋に入れた状態で容器に収納しているが、袋の口の緩み、破れなどにより、廃棄物の一部が、容器中に付着している可能性があるため、容器の蓋を開けて作業等を行うときは、作業従事者の健康及び周辺環境への影響が生じないよう、必要な防護措置を講じること。 また、容器は、新しいものを使用しているが、積卸し時の衝撃による損傷など、内容物の漏れにつながる傷が生じていないか、取扱いの各段階で注意すること。
-----------------------------	---

4 業務区分別条件

(1) 収集・運搬

- ア 廃棄物を受託者の処分場まで運搬すること。
- イ 運搬車両は、受託者が所有する廃棄物の運搬許可を得た車両とすること。
- ウ 廃棄物の収集・運搬にあたっては、道路交通法等の関係法令を遵守するとともに、過積載とならないよう注意すること。
- エ 廃棄物は、委託者（徳島県）がドラム缶(200リットル/本)の中に保管しているので、その状態のまま、収集・運搬するものとする。
- オ 収集の日時については、契約締結後に打ち合わせることとする。

(2) 処分(中間処理)

- ア 廃棄物及び容器を無害化処理すること。
中間処理後に残った金属類その他の有価物は、受託者に帰属することとするので、処分に係る料金は、予め見込まれる有価物(無害化後の容器)の評価額を差し引いて見積もること。
なお、契約締結後において評価額の見直しに伴う契約金額の変更は、行わない。
- イ 委託後の計量の結果、廃棄物(容器を含まず。)の重量が、2の(2)の重量と異なることを委託者（徳島県）と受託者の両方で確認したときは、所定の計算式により委託料の額を再計算し、契約の変更により委託料の額を改めるものとする。
- ウ 処分場は、受託者が管理している許可処分場とすること。

5 その他

- (1) 上記のほか本業務は、関係法令を遵守して実施すること。
- (2) 産業廃棄物管理票(マニフェスト)は、紙によるものとし、その用紙は、受託者が用意すること。
- (3) 本業務の成果品として、委託業務完了報告書に作業状況写真を添付すること。
なお、作業状況写真は、原則として電子納品対象外(紙による)とする。